

1984年8月20日 第三種郵便物認可
KSK通巻番号3338号

2018年7月10日発行
毎月5回(5・10・15・20・25日)

KSK 頸損だより

2018 春夏合併号 (No.145・146) 2018. 7. 8

特集:大阪頸損&京都頸損 合同交流会の歴史/Part1



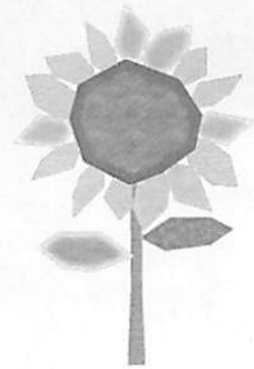
大阪頸髓損傷者連絡会

ホームページ: <http://okeison.com/>

お問い合わせ: info@okeison.com

もくじ

- 1…表紙
- 2…もくじ&けいそんなう【川崎優樹】
- 3…特集：大阪頸損&京都頸損合同交流会の歴史 Part1
【鳥屋利治】【編集：岩本泰嘉】
- 27…星ヶ丘医療センター ピアサポート報告
【石川真樹】【天田大樹】
- 29…移動支援事業に係る運用の考え方 H29.4【岩本泰嘉】
- 40…大阪府福祉医療費助成制度
- 44…なかま【岩本泰嘉】
- 46…頸損連インターネット NEWS 【島本義信】
- 47…いろいろな NEWS
- 50…入会案内
- 51…入会申込書
- 52…裏表紙、活動日誌、活動予定



けいそんなう

気候も良くなり頸損には過ごしやすくなりました。とはいえまだまだ朝晩の冷え込みが辛いですが、皆さんはいかがお過ごしでしょうか。

無事全国大会も終わりましたね、お疲れ様でした。

僕も自立生活を始めて1年になります！受傷3年半ですが大分生活にも慣れて来ました。心にも余裕が出て来たので楽しく自分らしく色々チャレンジしたいです。どんな重度な障害を持ってても何でも出来るそれも頸損連、CIL と出会えたからです。みなさんとの出会いと関わりを今年度も楽しみにしているのでよろしくお願いします。(執筆 2018.5.7)

川崎 優樹

特集

大阪頸損 & 京都頸損 合同交流会の歴史 Part 1



隣の支部である京都頸損連と 2000 年から合同行事を年一回開催。この合同交流会は 2000 年から始まり 2017 年まで 18 年間続いています。

現在ネット社会の時代で情報もある程度はわかりますが、外出で当事者同士の直接の情報交換ができる重要な企画と考えています。

今回と次回の 2 回の特集で頸損だよりや事務局通信で掲載した記事を紹介します。

Part1 は 2000 年から 2007 年の掲載記事紹介。(2005 年は掲載記事無し)

また大阪頸損連の鳥屋利治さんから「大阪・京都合同交流のあゆみ」を語っていただいています。

Part2 は 2008 年から 2017 年の掲載記事紹介予定です。

この特集に興味を持った方は、ぜひ合同交流会に参加してみてもは！

[編集：岩本 泰嘉]

「大阪・京都合同交流のあゆみ」

大阪頸髄損傷者連絡会 鳥屋 利治



大阪頸損連と京都頸損連の合同交流企画を年に1回取り組んで早18年になるとか。振り返れば2000年の第1回開催。この時の時代背景的には、介護保険制度の始まった年で、障害者の介助制度としては「支援費制度」「自立支援法」も始まってなかった時代だ。つまり、みんなが今のように当たり前ヘルパー利用で外出していたわけではない時代だった。当然のことながら頸損連の企画行事をサポートしてくれるのも、企画に車椅子当事者が出かけるのもボランティアの皆さんのサポートが大きかった。大阪頸損連でもボランティア部に登録の皆さんの活躍が頸損連活動の大きな下支えとなった。ボランティアが会員である当事者を送迎したり、あるいは当事者自身が運転する車で当事者を送迎したり。行事への参加を電話連絡網で呼びかけることで当事者同士がつながり合い、家に閉じこもらず、とにかく外へ出かけること、ピアつまり当

事者仲間とふれあうこと、これが当事者の社会参加そして自立へと向かう会活動だと取り組んでいた。エンパワメントそのものと言える。

そんな2000年当初、関西では大阪頸損連と京都頸損連がそれぞれの地域で、それぞれが既に20年にも及ぶ取り組みをしていたが、年に一度は協働して行事を企画し、支部間の交流も定期的に始めるようになった。第1回大阪・京都合同交流企画は、花博記念公園鶴見緑地での交流「ピクニック de ピクピク」を開催。関西らしいネーミングだ。晴天の爽やかな風の吹く中、皆で円になってピクニック気分でランチ交流した。翌年の2001年は、「ボウリング de ピンピン」を京都のボウリング場で開催。ボウリング投球台を事前に大阪頸損連と京都頸損連とで共同で手作り制作するところから始めた。その後も、ボッチャ大会やバーベキュー大会、たこ焼きパーティーなど、毎年大阪頸損連、京都頸損連と交互に企画を繰り返してきた。

気がつけばそこから18年が経つ。世代交代やそれぞれの会に携わる顔ぶれも入れ替わりがありながら、これまで毎年続けてきた。当事者が毎年声かけあってエンパワメントの取り組みを18年も続けてきたことはもの凄いことだと思う。企画執行されてきた大阪・京都の皆さんにはただただ敬意を表したい。そして会の皆さんもそういった企画に今後も参加して欲しいと思う。

星ヶ丘医療センター ピアサポート報告

大阪頸髄損傷者連絡会 石川 真樹

2月24日に星ヶ丘医療センターで「受傷後の経
験談あれこれ Part40」がおこなわれました。



大阪頸損連では長年継続して行っているピアサポート。実は私、「車いすの臨床心理士」として活動しているので、以前からピアサポートのことは気にしてはいたのですが、今回が初めての参加となりました。

ピアとは「仲間、同輩、対等者」という意味で、自分と同じような環境や立場で、同じような経験や感情を共有する仲間に、日常生活や社会生活の中での情報・相談事などを、互いに打ち明けあうことをピアサポートと言います。そしてサポーターの役割として一つ期待されるのが、「こんなサービスで自分はうまく生活できた」、「こういう方法も使えるかもしれないね」など自分の経験を参考にしてもらったり、知っている知識を共有して「選択肢を与える」ということです。

今回参加してみて、受傷間もない本人とその家族は情報が乏しかったり、不安が強かったりするということは特に感じたので、このようなピアサポートの機会はとても重要だと思いました。話し

今回は患者さんが若く身体の状態も顔色も良く元気な感じでした。

体育会系の大学4回生で怪我して痩せたけれどもガッチリしている方と電鉄会社に勤めていて事務方で復職を目指す方で、お二人の身体の状態にかなり近く年齢差も少ない大阪頸損の若手メンバーに来てもらう事が出来て、外で車へ移乗する様子を見てもらったり片や熱心に質問されて終わってからも話し込んでいたり、かなりいい感じだったと思います。

大阪頸髄損傷者連絡会 天田 大樹

合いが終わった後には、実際に私の車の手動運転装置や車いすの積み込みの様子なんかも見てもらったりして、それも今後のイメージに繋がったようでした。

一方で、情報の共有・提供が主となって心の面には今回あまりフォーカスできませんでした。時間的な制約もあるのであれもこれも難しいところですが、今後の課題として考えていきたいと思っています。



MRI・CT完備で迅速で精度の高い検査・診断が可能です



このような症状でお悩みの方は気軽にご相談ください



□□□

私のモットーは“人の苦しみを我が苦しみと思い、ともに苦しみそしてともに喜ぶ”です。私は常々さまざまな病気を持つ患者さんがその意味を感じ、病気を乗り越えることにより得られた喜びを感じていただくように成れたらと思っております。職員が皆この思いで患者さんに接することで、われわれ職員にとっても、きっと患者さんにとっても幸せな時間となれると考え、この方向に、一步一步進んで参ります。 院長 湯口貴導



湯口脳神経外科・脊髄外科

〒543-0014 大阪市天王寺区玉造元町3-9
 八光玉造ビル1F Tel: 06-4305-7421
 ホームページ <http://yuguchi-cl.com/index.html>

診療時間

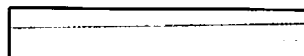
診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30 ~ 12:00	○	○	○	○	○	○
13:30 ~ 17:00	○	○	○	—	○	○

休診: 木曜午後・日曜・祝日

「移動支援にかかる運用の考え方」 の運用状況調査 H29.4

利用している制度や自治体によって利用できる支援に制限があるなどの違いがあります。
他市と比較して自分の市はどうか見ていただき、実施主体である市町村への直接の働きかけが重要ですので、
今後の各市交渉で役立てて頂きますようお願いいたします。

●背景の色が違う箇所は前年度から変更



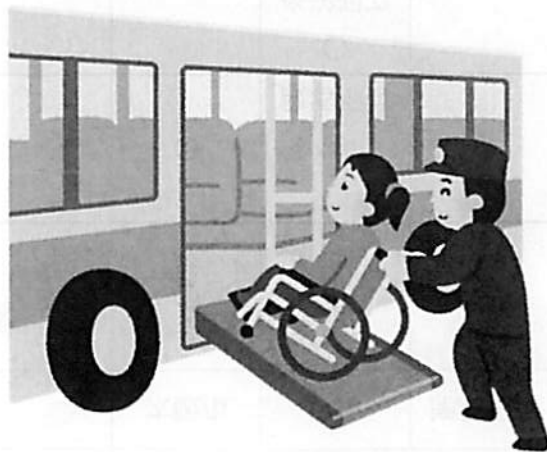
項目	1. 行き先の利用制限及びその条件		大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、利用できるものとする。	【宿泊を伴う旅行の取扱】 宿泊を伴う旅行等を対象外として、障がい者の行動範囲を制限することは適当ではない。よって、個別のケースについて、必要性に応じて、判断する。	○	○ 事前申請 (1日8時間迄)	○ 宿泊先施設内での利用も可	○ 宿泊地間、宿泊地から宿泊地の送迎も可	○ ※宿泊先支援は必要分のみ	○ 宿泊地間の送迎及び現地での介助可	○ 宿泊地迄の送迎のみ可
		【バス旅行等の取扱】 主催者において介助スタッフを手配できない場合であって、参加する障がい者が常時トイレ介助等の支援が必要な場合には移動支援事業の利用を可とする。	○ 事業者等企画のものを除く	○	○ 宿泊を伴う場合の宿泊先施設内での利用も可	○ ※グループ支援不可	○ ※走行時等、中抜き可能性有	○ ※事業者主催旅行は吟味	○
項目	2. 出発地の条件								
考え方	自宅出発、自宅終了が基本であるが、利用者のニーズに合わせ、 <u>出発地、終了地が自宅以外</u> であっても市町村の判断により対応できるものとする。		○	○	○ ※個別検討	○	○ ※現地集合・解散可	○ ※個別検討	○
*「○」=市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。									

項目	3. 移動支援と居宅介護（通院等介助）の取り扱い	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	通院目的の移動は、居宅介護（通院等介助）で対応する。また、通院前後の社会参加・余暇活動に係る外出は、市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。	○	本市は移動支援でも通院可としている（介護保険対象者は不可）	○ ※個別検討	○	○	○	○
項目	4. 障がい児の移動支援の目的等							
考え方	<u>障がい児の単独では考えられない外出</u> については、本来保護者にその監護責任がある。ただし、保護者が障がいを有している場合や <u>保護者が監護・介護できない事情にある等</u> から特段の配慮が必要な場合については、移動支援の利用をできるものとする。	※本来障害児支援は保護者の療育範囲	○	○ ※個別検討(3才以上で必要あれば)	○ ※個別検討(小1年以上で必要あれば)	○ ※中高以上は監護状況判断なく可	○	○
項目	5. 支援学校等への通学支援							
考え方	支援学校の通学バスの乗降地までの送迎や地域の小・中学校への通学について、 <u>緊急やむを得ず保護者が送迎できない場合は</u> 移動支援の利用をできるものとする。	○ ※保護者疾病等(3ヶ月)	○ ※保護者疾病等(一時的)	○ ※2013年度より、通学可	○ ※保護者疾病等(一時的)	○ ※保護者が障害者等は個別対応。他、 <u>入院等</u> (一時的)	○ ※医師診断書等確認の上、月7日(14h)可	○ ※保護者疾病等(一時的)
* 「○」＝市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								

項目	6. 施設入所者の移動支援	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	施設入所者の日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものである。ただし、市町村の判断により、地域移行の促進、外出機会の確保の観点等から地域の特性及び個々の利用者の状況や支援の必要性に応じて、移動支援の利用をできるものとする。	※入所中の全身性障害者のみ可	○ ※支援計画書必要	※地域移行希望で個別支援計画明記は可	○	○	○ ※一時帰宅時及び地域移行は可	○ ※個別検討
項目	7. 病院入院者の移動支援	×	○ ※退院準備等の一時帰宅は可。入退院時可。	※地域移行希望で個別支援計画明記は可	○ ※退院準備等の一時帰宅は可。入退院時は通院介助で。	○ ※一時帰宅のみ可	○	○ ※外泊時及び一時帰宅は可
考え方	病院入院者に対して、外泊日において行われる病院外における移動の支援については、医療報酬に含まれないため、市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。							
項目	8. 車両使用による移動支援	○ ※ALPA-運転時は算定不可	○ ※ALPA-運転時は算定不可	○ ★公共交通機関利用原則にはしていない	○ ※ALPA-運転時は算定不可	○ ※ALPA-以外が運転の場合のみ可	○ ※ALPA-運転時は算定不可	×
考え方	公共交通機関の利用を原則とする。ただし、車両の使用については、サービス提供中の事故が懸念されるが、当事者間で車両使用について合意があれば差支えないものとする。なお、車両乗車中については、具体的な支援の必要な場合のみサービス提供時間と認めるものとする。							
*「○」＝市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								

項目	9. ギャンブル	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	法によって認められた娯楽の利用を原則とする。	○	○	○	○	○	×	△ ※個別検討
項目	10. 居酒屋	○	○ ※Alpa - 飲酒不可	○	○ ※Alpa - 飲酒不可	○	○ ※Alpa - 飲酒不可	○ ※Alpa - 飲酒不可
項目	11. 日中活動後の利用	○	○ ※送迎での長期・継続的な対応は不可	※個別検討	×	×	○ ※通園・通学・通所の支援は不可	○ ※送迎での長期・継続的な対応は不可
項目	12. 冠婚葬祭の利用	○	○ ※会場内で介助不要な場合は算定不可	○	○ ※家族等の支援がある場合は不可	○	○ ※基本送迎のみ。会場内において支援が必要な場合は可	○
考え方	基本的に利用はできる。ただし、家族等の支援がある場合は不可や、送迎のみ利用をできるなど、市町村の判断により対応できるものとする。							
* 「○」 = 市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								

項目	13. 電動車いす利用者の利用への付添	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	利用者の障がい程度によるが、外出先でのトイレ介助等の支援が必要な場合には移動支援の利用をできるものとする。	○	○	○	○	○	○	○ ※支援が 不必要な 方は不可
項目	14. 2名派遣							
考え方	利用者の身体的理由や行動問題により、一人での支援が困難である場合は、必要性に応じて市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。	○	○	○	○	○	○	○
* 「○」＝市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								



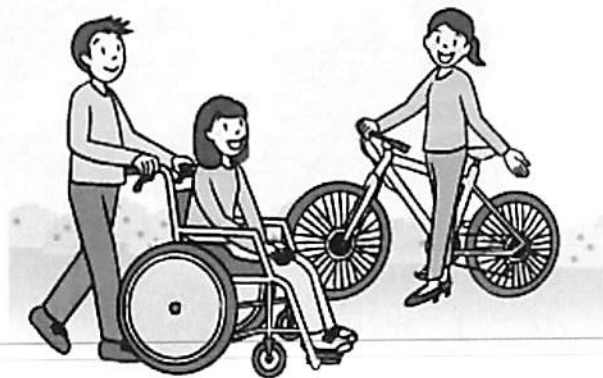
項目	1. 行き先の利用制限及びその条件		枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、利用できるものとする。	【宿泊を伴う旅行の取扱】 宿泊を伴う旅行等を対象外として、障がい者の行動範囲を制限することは適当ではない。よって、個別のケースについて、必要性に応じて、判断する。	○	○ 事前申請	宿泊地迄の送迎のみ可	○ 支援は必要分のみ	○ ※個別検討	宿泊地迄の送迎のみ可	○ ※2泊以上も可
		【バス旅行等の取扱】 主催者において介助スタッフを手配できない場合であって、参加する障がい者が常時トイレ介助等の支援が必要な場合には移動支援事業の利用を可とする。	○ ※事前計画提出要	△ ※個別検討	○	○ 支援は必要分のみ	○ 事業者等企画のものを除く	○	○ ※主催側と提供事業所が異なる時に限り可
項目	2. 出発地の条件								
考え方	自宅出発、自宅終了が基本であるが、利用者のニーズに合わせ、 <u>出発地、終了地が自宅以外</u> であっても市町村の判断により対応できるものとする。		○	○ ※個別検討	○	○	○	○	○
* 「○」＝市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。									

項目	3. 移動支援と居宅介護（通院等介助）の取扱い	枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	通院目的の移動は、居宅介護（通院等介助）で対応する。また、通院前後の社会参加・余暇活動に係る外出は、市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。	○ ※併給不可	○	○	○	○	○	○ ※併給不可
項目	4. 障がい児の移動支援の目的等							
考え方	障がい児の単独では考えられない外出については、本来保護者にその監護責任がある。ただし、保護者が障がいを有している場合や保護者が監護・介護できない事情にある等から特段の配慮が必要な場合については、移動支援の利用をできるものとする。	○	○ ※概ね6歳以上	○	○	○ ※小1～3保護者支援不可の場合	○	○ ※5才以上
項目	5. 支援学校等への通学支援							
考え方	支援学校の通学バスの乗降地までの送迎や地域の小・中学校への通学について、 <u>緊急やむを得ず保護者が送迎できない場合は移動支援の利用をできるものとする。</u>	★障害児通学支援事業で可	○ ※個別検討	○ ※保護者疾病等は検討（一時的）	○ ※保護者疾病等（一時的）	○ ※保護者疾病、就労等 ※支援学校以外（一時的）	○ ※保護者疾病等（一時的）	○ ※保護者疾病等（一時的）
* 「○」＝市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								

項目	6. 施設入所者の移動支援	枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	施設入所者の日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものである。ただし、市町村の判断により、地域移行の促進、外出機会の確保の観点等から地域の特性及び個々の利用者の状況や支援の必要性に応じて、移動支援の利用をできるものとする。	○	○ ※施設と自宅間請求不可	○	※個別検討	○ ※日常外出利用は不可。 帰省時可	○ ※生活介護支給がない日に限り可。 (月8時間迄)	○
項目	7. 病院入院者の移動支援	○ ※一時帰宅のみ可	△ ※検討中	△ ※検討中	○ ※医療報酬が算定されない場合は可	○ ※一時帰宅は可	○ ※医療報酬が算定されない場合は可	○ ※入退院時は可
考え方	病院入院者に対して、外泊日において行われる病院外における移動の支援については、医療報酬に含まれないため、市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。							
項目	8. 車両使用による移動支援	○ ※NPA以外が運転の場合のみ可	○ ※移送中の算定不可	△ ※認める方向で検討中	○ ※NPA - 運転時は算定不可	○ ※NPA - 運転時は算定不可	○ ※NPA - 以外が運転の場合のみ可	○
考え方	公共交通機関の利用を原則とする。ただし、車両の使用については、サービス提供中の事故が懸念されるが、当事者間で車両使用について合意があれば差支えないものとする。なお、車両乗車中については、具体的な支援の必要な場合のみサービス提供時間と認めるものとする。							
* 「○」＝市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								

項目	9. ギャンブル	枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	法によって認められた娯楽の利用を原則とする。	○ ※常習化は不可	○ ※A/Bの換金行為不可	○	×	△ ※個別検討	×	○
項目	10. 居酒屋	○	○ ※A/B飲酒不可	○	○	△ ※個別検討	×	○
項目	11. 日中活動後の利用	○	×	○	×	○ ※個別検討	○	×
項目	12. 冠婚葬祭の利用	○	○	○ ※送迎のみ可	×	○ ※個別検討	○ ※送迎のみ可	○ ※家族等の支援がある場合は不可
考え方	基本的に利用はできる。ただし、家族等の支援がある場合は不可や、送迎のみ利用をできるなど、市町村の判断により対応できるものとする。							
* 「○」＝市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								

項目	13. 電動車いす利用者の利用への付添	枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	利用者の障がい程度によるが、外出先でのトイレ介助等の支援が必要な場合には移動支援の利用をできるものとする。	○	○ ※支援が 不必要な 方は不可	△ ※個別検 討	△ ※個別検 討	○	○	△ ※現地で 支援が必 要な場合 は可
項目	14. 2名派遣							
考え方	利用者の身体的理由や行動問題により、一人での支援が困難である場合は、必要性に応じて市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。	○	○	○	○	○	○	○
*「○」＝市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								



障がい者医療

老人医療

ひとり親家庭医療

乳幼児医療

これらの医療証をお持ちの方へ



平成30年4月1日から

**大阪府の
福祉医療費助成制度が**
(補助基準)

変わります。

詳しくは中面をご覧ください。

平成 30 年 4 月 1 日から 大阪府の福祉医療費助成制度が変わります。 (補助基準)

福祉医療費助成制度は、障がいのある方やひとり親家庭などの方々を対象に、医療費の自己負担の一部を助成する市町村の独自制度で、府は市町村に対して補助を行っています。

助成を必要とする方々が安心して医療を受けられるよう補助基準を見直し、平成 30 年 4 月 1 日から対象者や対象医療、一部自己負担額を変更します。

○対象者の変更

変更前 (平成 30 年 3 月 31 日まで)		変更後 (平成 30 年 4 月 1 日から)	
区分	対象者	区分	対象者
障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級所持者 ・重度の知的障がい者 ・中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 	障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前の障がい者医療対象者 ・65 歳以上の障がい者医療対象者 <p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 ・特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1 級該当者
老人医療	<ul style="list-style-type: none"> 65 歳以上で ・障がい者医療対象者 ・ひとり親家庭医療対象者 ・特定疾患治療研究事業実施要綱(平成 27 年 1 月改正前)に規定する疾患のうち別に定める疾患を有する者 ・感染症予防法に基づく結核医療を受けている者 ・障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている者 		ひとり親家庭医療
ひとり親家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の 18 歳に到達した年度末日までの子 ・上記の子を監護する父又は母 ・上記の子を養育する養育者 	乳幼児医療	変更なし
乳幼児医療	就学前児童	対象外	重度障がい者医療の対象にあてはまらない方(ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日まで引き続き助成対象となります)

○対象医療・一部自己負担額の変更

平成 30 年 4 月 1 日からの変更点 (赤字下線部分)

区分	対象医療	一部自己負担額			
		1日当たりの負担額	一つの医療機関等当たりの負担日数上限	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額
障がい者医療	医療保険が適用される医療	一つの医療機関・訪問看護ステーション当たり 入院・入院外 1日 500円以内	なし	一つの薬局当たり 1日 500円以内	3,000円
老人医療(経過措置)	●訪問看護ステーションが行う訪問看護(医療保険分)への対象拡充				
ひとり親家庭医療	●精神病床への入院は助成対象外 ※ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点での福祉医療費助成制度対象者(法別番号 90 の助成対象者を除く)については、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日まで引き続き助成対象となります。	あり (月 2 日まで)	なし		2,500円
乳幼児医療					



ここがポイント！ Q & A

市町村によって、制度の内容が異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の福祉医療費助成担当課にお問い合わせください。

Q 1. 対象者はどのように変更されますか。

A 平成30年4月1日以降、老人医療と障がい者医療・ひとり親家庭医療を整理・統合します。障がい者医療において、精神障害者保健福祉手帳1級所持者と特定医療費（指定難病）・特定疾患受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者を新たに対象拡充する一方、これまで老人医療において助成対象となっていた65歳以上の重度以外の難病患者・結核患者、精神通院医療対象者を助成対象外とします。

ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、3年間の経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります（毎年医療証の更新は必要となります）。

Q 2. 精神病床への入院の取扱いはどのように変更されますか。

A 平成30年4月1日以降、障がい者医療・老人医療（経過措置）・ひとり親家庭医療・乳幼児医療において、精神病床への入院は助成対象外となります。

ただし、平成30年3月31日時点での障がい者医療・老人医療・ひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、3年間の経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります。

なお、市町村によって、取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の福祉医療費助成担当課にお問い合わせください。

Q 3. 訪問看護ステーションが行う訪問看護の取扱いはどのように変更されますか。

A 平成30年4月1日以降、障がい者医療・老人医療（経過措置）・ひとり親家庭医療・乳幼児医療において、訪問看護ステーションが行う訪問看護も助成対象となります（1日の利用につき500円以内の支払いとなります）。

Q 4. 自己負担額に変更はありますか。

A ひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者の方々の一部自己負担額に変更はありません。障がい者医療・老人医療経過措置対象者の方々には、1日当たりの負担額（500円以内）に変更はありませんが、平成30年4月1日から新たに院外調剤・治療用器具への自己負担を導入します（院外調剤については薬局単位、治療用器具については医師の意見書等の枚数単位で一部自己負担額を徴収します）。また、一つの医療機関等当たりの負担日数上限（月2日まで）がなくなり、月額上限額が2,500円から3,000円となります。

Q 5. 同じ医療機関を月に何度も受診した場合の支払額はようになりますか。

A ひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者の方々の支払額に変更はありません(一つの医療機関等当たり月2日までの支払い)。

障がい者医療・老人医療経過措置対象者の方々は、受診日数に応じて1日500円以内の支払いとなりますが、医療機関等によっては、窓口での1カ月の支払額が3,000円までとなることがあります(※1)。1カ月の支払額の総額が3,000円を超えた場合でも、市区町村の窓口で手続きを行うことで、超過額をお返し(償還)します(※2)。

※1 国の自立支援医療や指定難病医療費助成のように、複数の医療機関等で自己負担上限額管理票を共有し、1カ月の支払額を合計して管理するものではありません。あくまで個々の医療機関等で1カ月の支払額を管理するものです。

※2 市町村によっては、郵送受付や自動償還を行う場合もあります。

	福祉医療適用前	福祉医療適用後		
		平成30年3月31日まで	平成30年4月1日以降	
		障がい者医療 老人医療 ひとり親家庭医療 乳幼児医療	障がい者医療 老人医療(経過措置)	ひとり親家庭医療 乳幼児医療
1日目	300円	300円	300円	300円
2日目	2,000円	500円	500円	500円
3日目	1,000円	なし	500円	なし
4日目	1,200円	なし	500円	なし
5日目	2,000円	なし	500円	なし
6日目	300円	なし	300円	なし
7日目	1,000円	なし	500円(400円)	なし
8日目	300円	なし	300円(なし)	なし

※()は一つの医療機関等の窓口での1カ月の支払額が3,000円までの場合

Q 6. 月額上限額に院外調剤の一部自己負担額は含まれますか。

A 含まれます。医科・歯科・院外調剤・訪問看護・治療用器具などすべての一部自己負担額の合計が月額上限額を超えた場合、市区町村の窓口で手続きを行うことで、超過額をお返しします。

ただし、ひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者の方々は、院外調剤・治療用器具の自己負担はありません。

Q 7. 現在所持している医療証は平成30年4月1日以降も使用できますか。

A 受給資格を喪失していない限り、有効期間内の医療証は使用できます。

市町村によって医療証の更新のタイミングが異なりますので、市町村の案内に従って更新手続きをお願いします。

お問い合わせ

市町村によって制度の内容が異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の福祉医療費助成担当課にお問い合わせください。



大阪府

HP 大阪府 福祉医療 市町村担当課

検索

福祉部国民健康保険課 福祉医療グループ ☎06(6944)6683

平成30年1月発行

頸損連インターネットNEWS

梅雨明け間近になり暑さも厳しくなってきましたね。外出時はもちろんですが部屋の中でも暑さ対策には十分注意して、特に気づかないうちに水分不足で熱中症……とならないように過ごしましょう!!

●メーリングリストに投稿されたトピックを紹介します。

ここ約半年にメーリングリストに寄せられた案内、情報などを列記しますと、大阪府の障害者医療費助成制度が変わり自己負担が増える事について4月からの実施に向けてリーフレットが作成されました。

『交通事業者に計画作成義務＝バリアフリー法改正案決定』（時事通信）政府は9日、2020年東京五輪・パラリンピックに向け、公共交通の段差解消などを促すバリアフリー法改正案を閣議決定した。事業者に、高齢者や障害者が安全に利用できるよう鉄道駅のスロープやホームドア設置などの対策を盛り込んだ計画作成と国への提出を義務付けることが柱。提出しない場合、50万円以下の罰金を科す。今国会での成立を目指す。

『65歳で無償打ち切りは違法 障害者支援法の介護、岡山地裁』65歳を境として障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づく無償の訪問介護が打ち切られ、介護保険の利用で一部の自己負担が生じたのは不当だとして、岡山市の脳性まひ患者浅田達雄さん（70）が市の決定取り消しなどを求めた訴訟の判決で、岡山地裁は14日、請求を認め、65歳時点にさかのぼって支援法に基づく給付を命じた。原告側の代理人弁護士によると、介護サービスの給付に関し、介護保険の優先原則を定めた支援法に基づく自治体の運用の是非が争われた初の司法判断。既に厚生労働省は利用者の実情に応じて柔軟に対応するよう通知しており、この内容を

追認した形となった。

『簡易電動車いすのリチウムイオンバッテリー支給についての情報』厚労省のホームページより。簡易電動車いすが対象になります。福祉用具、1 補装具費支給制度、イ補装具費支給事務取扱要領、第5車椅子及び電動車椅子に関する取扱い、1 バッテリーの取扱い、電動車椅子のバッテリーについては、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境等を十分把握し、適切なバッテリーを選定すること。なお、リチウムイオンバッテリーは簡易型電動車椅子に限り支給可能であること。と記載されていて、支給対象になったということです。などの投稿が寄せられました

行事案内は、当会関連では、星ヶ丘医療センター、急性期医療センター・ピアサポート、新年会、全国総会・大阪大会、兵庫頸髄損傷者連絡会、頸損ピアサロン&しあわせの村宿泊体験合宿などがありました。

.....

・ホームページアドレスは、
大阪 <http://okeison.com/>

兵庫 <http://hkeison.net/>

メーリングリストへの参加申し込みは、本名、登録希望のメールアドレスを明記の上、info@okeison.com まで。

また、メーリングリスト、ホームページ、インターネット、コンピュータ利用に関するお問い合わせも上記メールアドレスか事務局まで。

島本 義信 yosibu.010118@gmail.com

140メートルスロープ橋 バリアフリー?

「うめきた」2期工事

「ここを使う人の声が届き、エレベーターの設置が決まって良かった」
小川尚美さん(60)の長女 雅永さん(29)は脳性まひで、支線北側にある施設「大阪整肢学院」(大阪市北区)に通う。雅永さんは専用の車椅子を使っているが、自身の体重に医療機器や車椅子の重量などを含めると重さ40kg超。スロープとはいえ、これまでの6倍超もの距離を移動するのは簡単ではない。

新設される歩道橋は、大阪駅から北へ約1kmにある東海道線支線をまたぐように計画。2023年までに支線が地下化されて「北梅田駅(仮称)」が建設されるのに合わせ、学院そばにある線路下の通路が22年ごろまでに閉鎖される。通路は生活道路として地元には欠かせない。現在は3〜18歳の約80人が入所し、成人ら約40〜50人が通うが、大半が自分で体を動かせず保護者らが重い車椅子を押す。約150m離れた広い道路は車両の交通量が多く危険だ。

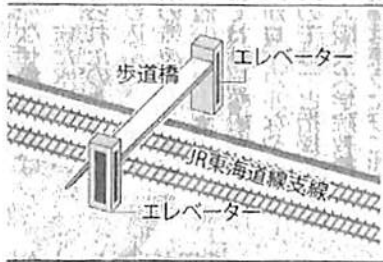
市は16年8月、スロープ



大阪市が計画した歩道橋



当初の計画例



エレベーター設置に変更後の計画イメージ



式の歩道橋計画2案を公表したが、それぞれ全長144mと184m。利用者や保護者は「高齢者や障害者への配慮に欠けている」とエレベーター設置を要望したが、市は用地確保などの問題から首を縦に振らなかった。そこで保護者が署名を集めたり、市議会に陳情書を出したりして働きかけた。吉村洋文市長は同日、計画の再検討を担当課に指示。現在はエレベーターを整備する方向で計画を練り直している。実際の建設はまだ先だが、市建設局は「意見を全て反映できる」とは言いにくい。今後、要望があれば話は聞きたい」と説明する。

小川さんは「市にはバリアフリー社会実現のためにも、計画段階から利用者の意見を聞いてほしかった」と言う。国の交通バリアフリーのガイドライン作成に携わった三星昭宏・近畿大名誉教授(バリアフリー工学)の話。そもそも歩道橋計画の中にバリアフリーの考えが入っていないのがおかしい。まちづくりに必要なのは、当事者参画の仕組みと意識だ。バリアフリーを含む都市計画は、障害のある当事者を除いて策定することは許されない。当事者も参加し、一番厳しい条件の人に合わせて設計をしていくべきだろう。

と話す。約50年前から近所に住む主婦の田畑裕子さん(71)は「手押し車を使うお年寄りや普通の道でもこげそうになるし、スロープは下りが怖い。病院もスロープも全て線路の反対側にあるのでエレベーターはありがたい」と話す。

当事者参加を

現通路の6倍超

利用者「障害者へ配慮欠く」 大阪市、計画変

トレスエン合宿 頸椎損傷

レスリング 学生王者、胸から下動かさず

日本レスリング協会が今年9月、東京都北区の味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）で行った強化合宿で、拓殖大3年の男子選手①が頸椎損傷の大けがをしていたことが21日、複数の関係者への取材で分かった。けがをしたのはグレコローマンスタイル85kg級の全日本学生王者。現在も入院中で胸から下を動かすことができず、深刻な後遺障害が残る可能性もある。NTCが開校された平成20年1月以降、最悪の事故とみられる。

男子選手が事故に遭ったのは9月13日。今年の世界選手権に出場した代表選手とのスパarring中に頭から落ち、病院へ救急搬送された。強化合宿には学生選抜の一員として参加していた。協会は重大事故として日本オリンピック委員会（JOC）や、NTCを管理する日本スポーツ振興センターを通じて、スポーツ庁に報告したが、一般には公表していなかった。協会幹部は産経新聞の取材に対し「スパarring相手の心のケアも含めて、できる限りの対応を協議している。治療に専念できるように、適用できる保険などの情報も必死に集めている」と話した。

国の補償制度なし

2020年東京五輪まで3年を切る中、レスリングはTTCで深刻な事故に見舞われた。国が設置した施設だの学生選手が強化拠点のNが、事故の補償制度を国は

設けていない。任意加入の保険はあるものの、死亡時や後遺障害への補償が手厚いとは言い難い。今回のケースでは、治療やリハビリの費用負担に加え、後遺障害の補償も視野に入れた対応が必要だが、日本レスリング協会の幹部は「リスクが高い格闘技では保険料も高くなる。競技団体がカバーするには限界もある」と頭を抱える。

学生選手を支える態勢も不十分だ。学生の部活動は「課外活動」とみなされ、安全面では責任の所在が曖昧だ。保険料の負担も、所属する大学が選手個人が国内競技団体かは、対応が分かれる。

米国では、大学スポーツで多発する負傷や死亡事故に対応する組織として、20世紀初頭に全米大学体育協会（NCAA）が発足した。スポーツ庁も平成30年度を目標に「日本版NCAA」設立を掲げ、保険加入などの窓口一本化を目指す。

庁内のワーキンググループは競技ごとの事故情報などを集め、死亡時や後遺障害について、どの程度までカバーする保険が必要かを検討。スポーツ庁の担当者も「少なくとも安全・安心と学業が両立できる環境は、できるかぎり早く整えたい」と話す。

日の丸を背負う覚悟で練習に打ち込む学生アスリートたちを取り巻く環境は不安定だ。重大事故への対応は最優先で進めなければならない。（川峯千尋、田中充）

脊髄損傷まひ 抗体で回復

脊髄損傷で手の指の運動機能を失ったサルに対し、神経の再生を促す抗体を投与したところ、指の機能を回復させることに成功したと、京大の大高田昌彦教授（神経科学）や大阪大のグループが発表された。5日付の英専門誌電子版に掲載される。

脊髄損傷は事故やスポーツなどで脊髄の中枢神経が傷つき、手や足のまひの原因になる。国内の患者は20万人以上で、毎年5千人超が新たな患者になっていると推計されるが、有効な治療法は確立されていない。

グループは脊髄損傷後に、損傷

京大など サルの神経再生

脊髄損傷のサルが運動機能を回復するイメージ

タンパク質「RGMa」の働きを阻害する抗体投与



餌をつまみ上げられる

部に増加し神経の修復を妨げるRGMaというタンパク質に着目。このタンパク質の働きを抑える抗体をマウスから作製し、サルに使用した。

いずれも手の指がまひした脊髄

損傷直後のアカゲサル4頭に対して、4週間にわたりチューブを使って直接患部に抗体を投与。その結果、約2カ月半後には、小さな隙間に入れた餌を指でつまみ上げる細かい動作ができるようになる。損傷前に近い状態まで運動機能が回復した。

グループは、傷ついた神経が投与後に再生し、筋肉の動きなどを支配する神経と接続したことを確認した。

高田教授によると、この研究に関連し、グループは田辺三菱製薬とヒト用の抗体を開発。脊髄の中枢神経が、がん転移による圧迫で損傷した患者に対し、早ければ年内にも阪大が中心となって臨床試験（治験）を始める。北米でも治療が行われる予定だ。

私たちは、車いすなどの福祉用具、機器の販売、身障者施設・住宅の改修、各種相談業務を行い、身障者や高齢者の視点に立ちさまざまな情報を提供しています。

主な業務内容

補装具 車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・ストマ用装具・紙おむつ

日常生活用具 特殊寝台・特殊便器・入浴補助用具・歩行支援用具

(株) ユーダ 本社

〒547-0001 大阪市平野区加美北 7-1-19
TEL 06-6792-2922 FAX 06-6792-2911



ホームページ <http://www.e-sora.net/youda/>
メール youda@ia4.itkeeper.ne.jp

賃貸 売買 仲介 リフォーム

不動産についての不安や心配事はありませんか？

営業部長 **平松 孝規**
ひらまつ たかき



株式会社 ZERO-ONE

〒593-8327 堺市西区鳳中町3丁83番2
TEL 072-261-0101 FAX 072-261-0151
Mobile 090-2013-1904 Mail shop@z-one.co.jp



■ ERAは世界の不動産ネットワーク INAXシステム統合企業住生活グループのメンバーです ■ ERA加盟店は全て独立自営の会社です

入会案内

大阪頸髄損傷者連絡会は、大阪府及びその近郊に在住する頸髄損傷者（以下、「頸損者」と略す）及びそれに準ずる肢体不自由者の生活を明るく豊かなものにするために、日常的な、しかし最も基本的な「介助」や「移動手段の確保」といった問題を出発点として、重度身障者がこの社会の中で、いかにすれば自立性を失わない、真に人間的な生活を送れるかについて、会員及びそれを取りまく人々と共に考え、実現することを目的としています。そして、この目的を達成する為に次の事業を行っています。

(1) 頸損者の生活条件整備のための広範な活動

- ・自治体などの要望活動
- ・街づくりや公共交通機関などの調査点
- ・生活関連情報の収集研究
- ・宿泊訓練
- ・その他学習会や交流会

(2) 機関誌の発行、必要文献の提供

- ・「頸損だより」「事務局通信」の発行
- ・ビデオや文献の貸し出し、配布

(3) 交流を深めるための集い、レクリエーション

- ・街に出よう
- ・運動会
- ・忘年会
- ・その他、見学会、交流会

(4) 他団体との交流

本会の会員は

- ・大阪府・兵庫県・奈良県に在住しておられる頸損者（正会員）
 - ・会の活動を手伝ってくださる方々（協力会員、ボランティア）
 - ・それ以外の地域在住で「頸損だより」の購読を希望する方々（購読会員）
- などで構成されています。また、本会正会員になることで自動的に全国頸髄損傷者連絡会（本部：東京）の会員になります。

入会、協力、購読を希望の方は、次のページの入会申込書（コピーも可）に御記入の上本部まで送付願います。尚、年会費（正会員、協力会員、購読会員、共に3500円）は下記の口座へ振り込んで下さるようお願いいたします。

注：（現金書留、直渡しは一切受け付けておりません）

できればあなたの写真も送付して下さい。

振込先

郵便振替口座：00940-0-091843

口座振込名義：「大阪頸損連絡会」

連絡先

事務局：〒534-0027 大阪府大阪市都島区中野町3-4-21

ベルエキップ・オグラン1階 自立生活センターある内 TEL 06-6355-0114

入会申込書

年 月 日

私は大阪頸損連絡会への入会を希望いたします。

会員の種類：(正・協力・購読) 会員

(ふりがな)

(希望するものに○をする)

氏名： _____ 性別：男・女 _____

住所：〒 _____

電話番号： _____ FAX： _____

メールアドレス： _____ メールングリストへの参加を希望 (する・しない)

ホームページアドレス： _____

以下の質問にできるだけお答え下さい。回答内容は会報に掲載されますので、
掲載を希望しない項目についてはお申し出下さい。(受給年金については掲載いたしません)

生年月日： 年 月 日 _____ 星座： _____ 座 _____

受傷年月日： 年 月 日 _____ 血液型： _____ 型 _____

受傷原因： _____ 好きな歌： _____

受傷レベル：C- _____ 好きな著名人： _____

受傷時の職業または学年： _____ 理想の異性のタイプ： _____

現在の職業または学年： _____ 尊敬する人： _____

愛読書： _____ 好きな言葉： _____

趣味： _____ 性格： _____

出身病院： _____ 外出方法・利用交通機関： _____

今、一番したいこと： _____

今、一番楽しみなこと： _____

今、一番困っていること： _____

大阪頸損連絡会に希望すること： _____

・ 受給している年金の種類 (○を付けてください)
障害基礎年金・厚生年金・労災年金・無年金・その他 (_____)

・ 大阪頸損連絡会をどこでお知りになりましたか？

・ その他に、会に対して「ひとこと」ございましたらどうぞ。

・ 行政に対して「ひとこと」(書ききれない場合は、自前の紙に書き送付して下さい)

<活動日誌>

☆ 1月 7日 (日) 1月期役員会	於: CILあるる
☆ 1月14日 (日) 新年会	於: 長居障害者SC
☆ 1月27日 (土) ピアサポート活動	於: 大阪急性期・総合医療センター
☆ 2月11日 (日) 事務局通信発送	於: CILあるる
☆ 2月11日 (日) 2月期役員会	於: CILあるる
☆ 2月24日 (土) ピアサポート活動	於: 星ヶ丘医療センター
☆ 3月11日 (日) 事務局通信発送	於: CILあるる
☆ 3月11日 (日) 3月期役員会	於: CILあるる
☆ 4月15日 (日) 事務局通信発送	於: CILあるる
☆ 5月5・6日 (土・日) 全国総会・大阪大会	於: ホテルアウイーナ大阪
☆ 5月13日 (日) 5月期役員会	於: CILあるる
☆ 5月19日 (土) ピアサポート活動	於: 大阪急性期・総合医療センター
☆ 6月 3日 (日) 事務局通信発送	於: CILあるる
☆ 6月 3日 (日) 6月期役員会	於: CILあるる
☆ 6月30日 (土) ピアサポート活動	於: 星ヶ丘医療センター
☆ 7月 8日 (日) 頸損だより春夏号発送	於: CILあるる
☆ 7月 8日 (日) 7月期役員会	於: CILあるる

<活動予定>

☆ 7月22日 (日) 大阪支部総会	於: CILあるる
☆ 8月 5日 (日) ピアガーデン交流会	於: 大阪駅前第一ビル
☆ 8月19日 (日) 8月期役員会	於: CILあるる
☆ 9月 9日 (日) 事務局通信発送	於: CILあるる
☆ 9月 9日 (日) 9月期役員会	於: CILあるる
☆ 10月 7日 (日) 10月期役員会	於: CILあるる
☆ 10月14日 (日) 京都大阪合同企画	於: 未定
☆ 11月 4日 (日) 事務局通信発送	於: CILあるる
☆ 11月 4日 (日) 11月期役員会	於: CILあるる
☆ 11月18日 (日) 身体ケア学習会	於: 未定
☆ 12月 2日 (日) 頸損だより秋冬号発送	於: CILあるる
☆ 12月 2日 (日) 12月期役員会	於: CILあるる

個人情報保護についての当会の方針

当会では、会員の皆様の個人情報の取り扱いにあたりましては、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、権利利益を保護するために、最善の配慮を行なっております。

『KSK頸損だより』 2018春夏合併号 (NO.145・146) 2018. 7. 8

編集者: 大阪頸損障害者連絡会

編集責任者: 大阪頸損障害者連絡会 編集部長代理 岩本 泰嘉

印刷所: セルフ社

〒546-0044 大阪市東住吉区北田辺町4-23-2 ミスターDビル2F

TEL 06-6719-8212 FAX 06-6719-8213

本 部: 〒534-0027 大阪府大阪市都島区中野町3-4-21

ベルエキップ・オگران1階 自立生活センターあるる 内

TEL06-6355-0114

郵便振替口座: 00940-0-091843 「大阪頸損障害者連絡会」

頒価500円